



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 54, 2024 年 12 月～2025 年 1 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2024年12月～2025年1月）

内容

A: 馬 BNM、金融商品の開示にかかる規則を最終化（12月3日）	3
B: EIOPA、生物多様性およびサステナビリティ・リスクにかかる文書を公表（12月4日）	3
C: バミューダ BMA、グループ監督の枠組みの高度化を企図（12月4日）	5
D: FSB、破綻処理レポートを公表（12月5日）	6
E: 星 MAS、AIモデル・リスク管理の好事例を公表（12月5日）	7
F: 豪 APRA、保険セクターの気候脆弱性評価の概要を公表（12月5日）	9
G: 米 FSOC、2024年の年次報告書を公表（12月6日）	9
H: EIOPA、2024年下半期の金融安定レポートを公表（12月12日）	11
I: 英 PRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる報告要件（案）を公表（12月13日）	12
J: 英 PRA、保険会社の健全な退出計画にかかる監督基準を公表（12月18日）	13
K: 瑞 FINMA、AIの利用にかかるガイダンスを公表（12月18日）	15
L: 馬 BNM、保険ブローカーにかかる規制案を公表（12月19日）	16

A: 馬 BNM、金融商品の開示にかかる規則を最終化（12月3日）

- マレーシア中央銀行（BNM）は、「金融商品の透明性と開示」にかかる規制を最終化した。同規制は、金融商品にかかる情報の開示に関して、銀行、保険会社、金融アドバイザー等の金融サービス・プロバイダ（FSP）が遵守すべき基準やガイダンスを提供している。同規制の概要は以下のとおり。

監督と説明責任	<ul style="list-style-type: none"> • FSPの取締役会と経営陣は、金融商品のための良い開示の実務が自社内において採択されるよう、実効的なリーダーシップ、指示および監督を行わなければならない。
主要な開示の原則	<ul style="list-style-type: none"> • FSPは、①適時性、②明確さと簡易さ、③正確性、関連性および十分性、④重要な情報の強調、ならびに、⑤一貫性と比較可能性、にかかる開示の原則を採択することによって、金融消費者の情報ニーズに配慮しなければならない。 • 適時性：FSPは、①契約前、②契約時、③契約後の3つの段階それぞれにおいて、適切な情報を消費者に提供しなければならない。 • 明確さと簡易さ：FSPは、金融商品にかかる開示が簡潔であり、また、意図した目的に合致していることを確保しなければならない。 • 正確性、関連性および十分性：FSPは、消費者が金融商品について情報に基づく意思決定ができるよう、正確で、関連性があり、十分な情報を開示しなければならない。それには、商品の特性、リスク、手数料および契約上の権利と義務を含む。 • 重要な情報の強調：FSPは、金融商品の主な契約条項や特性に消費者の注意を向けるようにしなければならない。
開示のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> • FSPは、契約前の段階において、消費者が金融商品の特性やリスク、手数料等について基本的な理解を得ることができるよう、十分な開示を行わなければならない。 • FSPは、契約締結時において、重要な契約条項や条件について説明しなければならない。 • FSPは、金融商品の契約期間において、継続的な開示を行うようにしなければならない。
顧客情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> • 顧客情報を金融グループ内の他のエンティティやアライアンス・パートナー等の第三者に対して開示しようとするFSPは、それを行うことについて、事前に顧客の同意を文書によって取得しなければならない。
商品開示シート	<ul style="list-style-type: none"> • FSPは、商品の比較と情報に基づく意思決定を可能にするため、消費者に対して、商品開示シート（product disclosure sheet：PDS）を提供しなければならない。

インプリケーション： 昨今、複数の国・地域において、金融商品の販売にかかる開示の規制が強化されている。金融機関には、あらためて、顧客本位の業務運営を行うことが求められる。

（参考）BNM ‘Product Transparency and Disclosure’

B: EIOPA、生物多様性およびサステナビリティ・リスクにかかる文書を公表（12月4日）

- 欧州保険・年金監督局は、ソルベンシーIIの改正のプロセスの一環として、①生物多様性リスクの管理にかかるレポート、

②サステナビリティ・リスクの管理にかかる規制上の技術的な基準（案）、③管理・監督機関（administrative, management or supervisory body）のメンバーの選定のための多様性の考え方にかかるガイドライン（案）、④保険会社に固有のパラメータにかかる改正ガイドライン（案）、⑤標準フォーミュラにおける市場リスクおよびカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーにかかる改正ガイドライン（案）、⑥中央政府に対するエクスポージャーとして取り扱われる地方機関のエクスポージャーのリストにかかる実施上の技術的な基準（案）、をそれぞれ市中協議に付した。

- そのうち、「生物多様性リスクの管理にかかるレポート」および「サステナビリティ・リスクの管理にかかる規制上の技術的な基準（案）」の概要は、それぞれ以下のとおり。

<p>生物多様性 リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的な枠組み <ul style="list-style-type: none"> - 生物多様性リスクは、サステナビリティ・リスク計画（※以下を参照。）の一部として、マテリアリティ評価および財務リスク評価を構成するものとなる。 • マテリアリティ評価 <ul style="list-style-type: none"> - 生物多様性リスクを評価し、その重要性を決定する際、保険会社は、短期および長期のリスクを検討する。 • 財務リスク評価 <ul style="list-style-type: none"> - マテリアリティ評価の結果、生物多様性に関連するリスクが重要であると認められる場合、保険会社は、ORSAにおいて、財務リスクの評価を行う。 - ORSAは、生物多様性やエコシステムの劣化から生じるすべての重要な財務リスクを取り扱う。 • 目標と施策 <ul style="list-style-type: none"> - マテリアリティ評価および財務リスク評価の結果に基づき、保険会社は、自身のリスク管理のアパタイトおよび戦略と整合する、適切な施策を検討する。 • その他 <ul style="list-style-type: none"> - 生物多様性リスクは、気候変動の視点からのみで評価されるべきではない。
<p>サステナビリティ・リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、以下の要素をカバーする、サステナビリティ・リスク計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> - ガバナンスの取決め - サステナビリティ・リスクの評価（マテリアリティ評価と重要なリスクに対する財務リスク評価を含む。） - サステナビリティ・リスクの評価の主な結果にかかる説明 - 異なるシナリオや時間軸に基づいて計算された指標 - 重要なリスクに対応するための、短期、中期および長期の定量的な目標 - サステナビリティ・リスクを管理するための施策 • 保険会社は、潜在的に重要な財務上のサステナビリティ・リスクをフォワードルッキングに評価するプロセスを設け、短期、中期および長期のサステナビリティ・リスクに対する潜在的に重要な

	<p>資産および負債のエクスポージャーの重要性を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ・リスクに対するエクスポージャーが重要である場合、保険会社は、少なくとも2つのシナリオを用い、当該リスクの財務的な影響度を評価する。 • 監督当局は、保険会社のサステナビリティ・リスク計画を評価する。
--	---

インプリケーション：欧州の保険会社には、ソルベンシーIIの下で、サステナビリティ・リスクに対応することが求められるようになる。今後、他の国・地域においても、健全性規制の一環としてサステナビリティ・リスクへの対応が義務付けられることも想定される。

(参考) EIOPA ‘EIOPA opens second batch of consultations on legal instruments after Solvency II review’

C: バミューダ BMA、グループ監督の枠組みの高度化を企図（12月4日）

- バミューダ金融局（BMA）は、2025年1月15日を期限として、「保険グループの監督の枠組みの高度化（案）」と題する文書を市中協議に付した。同市中協議文書は7つの提案を行っており、それぞれの主な内容は以下のとおり。

提案1：グループ監督の強化	<ul style="list-style-type: none"> • ①保険グループの親会社がバミューダの保険会社（Class 3A、3B、4、C、DもしくはE）である場合、もしくは、②バミューダに所在する最終親会社が保険グループの親会社である場合、BMAによるグループ監督が義務付けられる。 • 保険グループの最終親会社がバミューダに所在しない場合、BMAは、同グループのグループ監督者となるか否かについて裁量を有する。
提案2：グループ監督の終了	<ul style="list-style-type: none"> • 上記の要件が満たされなくなった場合のみ、BMAは保険グループのグループ監督者でなくなる。
提案3：保険持株会社の定義	<ul style="list-style-type: none"> • 保険持株会社とは、バミューダに所在し、一以上の会社を所有し、そのうちの少なくとも一つが保険会社であるエンティティを言う。
提案4：指定された保険持株会社	<ul style="list-style-type: none"> • BMAは、①バミューダに所在する最終親会社、②保険グループにおける特定された保険会社、③国際的に活動する保険グループ（IAIG）の親会社、もしくは、④バミューダに所在する中間持株会社、を指定された（designated）保険持株会社として指定する。
提案5：指定された保険持株会社の登録	<ul style="list-style-type: none"> • BMAは、すべての指定された保険持株会社を、グループ監督の目的のために登録し、そのリストを公表する。
提案6：権限	<ul style="list-style-type: none"> • BMAは、グループ監督に関する以下の権限を有する。 <ul style="list-style-type: none"> - バミューダに所在する最終親会社である指定された保険持株会社に対する直接的な監督権限 - 指定された保険持株会社による特定の行動を制限する差止命令の発出を裁判所に申請する権限 - 指定された保険持株会社に対して処分を行う権限

	<ul style="list-style-type: none"> - グループ内の別の保険持株会社もしくは保険会社を指定された保険持株会社として指定する権限 - 指定された保険持株会社の役職員の任免に反対する権限 - 指定された保険持株会社に業務改善計画の提出を命じる権限 - 指定された保険持株会社の清算をバミュダの裁判所に申請する権限 • BMAは、以下のような場合に、上述のグループ監督の権限を行使する。 <ul style="list-style-type: none"> - グループのリスク管理システム、内部統制もしくはガバナンスがBMAの規則を満たしていない場合 - グループ内取引、リスクや財務的なリソースの配賦がBMAの規則を満たしていない場合 - 指定された保険持株会社の買収案が法令に抵触する場合 - 健全性規制の要件を満たす十分な質もしくは量の資本や流動資産がない場合 - グループの資本や流動資産の移転可能性が十分でない場合 - グループの再建計画がBMAの規則を満たしていない場合 - 指定された保険持株会社とその債務を弁済できない場合
提案7：株主等の変更	<ul style="list-style-type: none"> • 指定された保険持株会社の議決権の所有者となろうとする、もしくは、議決権を増やそうとする場合、事前にBMAに通知する。その際の閾値は、10%、20%、33%もしくは50%。BMAは、通知を受けてから45日以内に、その意向を表明する。

インプリケーション：本規制案のポイントの一つは、保険持株会社や最終親会社に対する監督当局の責任と権限が明確化されたことであると言える。他方で、その内容はいずれも基本的なものであり、高度化にはさらに時間を要するものと考えられる。同国に（再）保険会社を設立する、あるいは、同国の（再）保険会社に出再する第三国の保険会社も少なからず存在することから、同国の規制・監督の実効性が確保されることが期待される。

（参考） [BMA ‘Consultation Paper - Proposed Enhancements to the Insurance Group Supervision Framework’](#)

D: FSB、破綻処理レポートを公表（12月5日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「学びから行動へ：破綻処理への備えの高度化」と題するレポートを公表した。同レポートのうち、保険セクターに関する主な内容は以下のとおり。

保険会社と破綻処理計画	<ul style="list-style-type: none"> • FSBの各メンバーは、FSBの主要な特性（Key Attributes）と整合する破綻処理計画にかかる基準に従う自国の保険会社を報告した。報告されたのは、以下の13の保険会社。 <table border="1" data-bbox="464 1765 1051 1998"> <thead> <tr> <th>国・地域</th> <th>保険会社の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーストラリア</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	国・地域	保険会社の数	オーストラリア	1	フランス	1	ドイツ	1	イタリア	1
国・地域	保険会社の数										
オーストラリア	1										
フランス	1										
ドイツ	1										
イタリア	1										

		オランダ	1
		英国	5
		米国	3
	<ul style="list-style-type: none"> 当該リストは、市場参加者に対して、保険会社およびその監督当局が、破綻に備えて準備を行っていることを知らしめるものとなる。また、当該リストは、破綻処理にかかる監督基準が、クロスボーダーで一貫して適用されていることを保証するものとなる。 保険会社は、当該リストに含まれることをもって、システム上重要であるとはみなされない。当該リストは、2013年から2016年まで公表されていた、グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）のリストとは異なるものである。 監督当局は、保険会社に対する破綻処理の制度の実施に向けて作業を行っており、したがって、当該リストは、継続的に更新される。 		
保険会社の破綻処理にかかる取組みの進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの国・地域は、監督当局が破綻した保険会社を処理するための、包括的な破綻処理の要件やツールを含む先進的な制度を構築している。 他方で、複数の国・地域は、破綻処理計画を実行するために必要な、破綻処理計画の要件や権限、ツールを有していない。 例えば、オーストラリアやスイスにおいては、2024年に発効する法律によって、こうしたギャップのいくつかは埋められることとなる。また、欧州連合（EU）では、IRRDの採択が最終段階にあり、それが採択されれば、保険会社の破綻処理の制度が大きく変わることとなる。さらに、シンガポール金融監督局（MAS）は、2025年に発効する、再建および破綻処理計画にかかる監督基準を公表している。 		

インプリケーション：日本においてもこの分野の監督上の取組みが進展することが期待される。

（参考）FSB ‘2024 Resolution Report: “From Lessons to Action: Enhancing Resolution Preparedness”

E: 星 MAS、AI モデル・リスク管理の好事例を公表（12月5日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、好事例を収集することを目的として、銀行の人工知能（AI）モデル・リスク管理にかかる調査を行い、その結果を「情報ペーパー」として公表した。同ペーパーの中で言及されている主な好事例の概要は以下のとおり。

ガバナンスと監督	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの銀行は、AIリスクに常に対応できるよう、既存のガバナンスの構造、役割と責任、方針とプロセスをアップデートしている。好取組には、以下のものが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> - AIリスクの管理におけるギャップを回避するため、クロスファンクシヨンの監督の枠組み（forums）を設けている。 - AIリスクに対応するため、統制基準、方針および手順をアップデートし、役割と責任を明確にしている。 - 公正で、倫理的で、説明責任があり、透明なAIの利用などの領域を統制するための
----------	---

	明確なステートメントやガイドラインを示している。
主要なリスク管理のシステムとプロセス	<ul style="list-style-type: none"> • 特定（identification）：ほとんどの銀行は、AIモデルを特定するための基礎として、既存のモデル・リスク管理の方針や手順における定義を活用している。いくつかの銀行は、モデルのアウトプットの不確実性がAIおよび伝統的なモデルに共通するリスクの源泉であると考えている。 • インベントリ：銀行は、AIの利用にかかる包括的な記録として正式なAIのインベントリを作成している。少数の銀行は、AIのライフサイクルを通じてその利用を追跡するAIのインベントリ・システムを有している。 • リスクの重要度の評価：AIのリスクの重要度を評価するに際し、ほとんどの銀行は、定量および定性のリスクを勘案している。また、AIのリスクの重要度を継続的にレビューするプロセスを構築している。
開発と実装	<ul style="list-style-type: none"> • 基準とプロセス：ほとんどの銀行は、既存のモデル・リスク管理における開発、検証、実装、モニタリングおよび変更管理にかかる基準やプロセスを、AIリスクの管理のために活用している。AIのリスクの管理において、ほとんどの銀行は、ベースラインとなる基準やプロセスと、よりリスクの高いAIに適用する高度な基準やプロセスをそれぞれ有している。 • データ・マネジメント：すべての銀行は、AIの開発と実装が目的適格的であることを確保するため、一般的なデータ・マネジメントの基準やプロセスに加え、追加的な基準やプロセスを有している。それらは、①AIのユース・ケースの適切性、②開発のためのデータの代表性、③開発における強固なデータ・エンジニアリング、④実装のための強固なデータ・パイプライン、⑤再現性と監査可能性のためのデータ関連の事項の文書化、に対応している。 • 開発：ほとんどの銀行は、開発者に、モデルの選択の公正性を示すことを求めている。また、AIモデルの適合性を評価するに際し、銀行は、①AIモデルの訓練とテストに使われるデータセットの選定と処理、②AIモデルを評価するための適切なアプローチ、パフォーマンスの指標および閾値の決定、③過学習のリスクの低減、などの点において、AIモデルが強固で安定したものであることを確保しようとしている。 • 検証：銀行は、利用されているAIを独立的にレビューするために必要なスキルとインセンティブを有する、独立した検証機能を有している。 • 実装、モニタリングおよび変更管理：ほとんどの銀行は、モニタリングのプロセスで違反やアナマリーが生じた際、インシデントを報告し、トラッキングし、解決するためのプロセスやシステムを有している。
その他の主要な領域	<ul style="list-style-type: none"> • 生成AI：生成AIの利用は、未だ初期段階にあるものの、銀行は、既存のガバナンスやリスク管理の枠組みを適用しようとしている。 • サードパーティAI：ほとんどの銀行は、社内で開発されたAIのための統制をサードパーティAIに拡張している。

インプリケーション：シンガポールの多くの銀行は、既存のリスク管理の枠組みをベースとして、AIのモデル・リスク管理を行っている様に見受けられる。ただ、生成AIやサードパーティAIは、「その他の主要な領域」の中で整理されており、それらのモデル・リスク管理は、今後さらに進展していくものと思料される。

(参考) MAS 'Artificial Intelligence (AI) Model Risk Management'

F: 豪 APRA、保険セクターの気候脆弱性評価の概要を公表 (12月5日)

- オーストラリア健全性規制機構 (APRA) は、大手の損害保険会社5社を対象として実施中の「保険会社の気候脆弱性の評価 (Insurance Climate Vulnerability Assessment : 保険CVA) 」にかかる概要を公表した。同概要書の中で示された保険CVAの主な骨子は以下のとおり。

背景と目的	<ul style="list-style-type: none">• 保険CVAの目的は、①2つの潜在的な気候変動のシナリオの下における中期的な損害保険の購買可能性の (現在から2050年までの間の) 変化と、それらの変化が場所やリスクの種類によって異なるか否かを理解すること、②購買可能性の変化が損害保険業界に与え得る影響のシステム・レベルでの理解に貢献すること、③オーストラリアにおける損害保険の購買可能性に対する潜在的な課題について、政府、保険契約者、社会および保険会社に情報を提供すること、の3つ。• APRAは2023年7月、保険CVAを開始。大手の損害保険会社5社が参加。
気候変動と保険の購買可能性	<ul style="list-style-type: none">• 気候変動は、家計にとっての損害保険の購買可能性に、以下のような影響を及ぼし得る。<ul style="list-style-type: none">- (物理的リスクを主因とする) 保険料の上昇- (移行リスクを主因とする) 家計の所得の変動
気候シナリオ	<ul style="list-style-type: none">• NGFSシナリオと統合的な以下のシナリオを用いて、損害保険の購買可能性の変化を予測する。<ul style="list-style-type: none">- ①NGFSの現行政策シナリオと統合的な、炭素の排出量が多いシナリオ。- ②同移行遅延シナリオと統合的な、炭素の排出量が少ないシナリオ。- ③気候がこれ以上変動しない、もしくは、気候関連の政策変更が無い、ベースライン・シナリオ。
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none">• 保険CVAに参加している損害保険会社5社は、2025年の上半期に、上記の3つのシナリオの下での保険の購買可能性を予測し、その結果をAPRAに提出する。• APRAは、2025年後半に、保険CVAの結果を公表する。

インプリケーション：本気候脆弱性評価は、損害保険の中長期的な購買可能性に焦点を当てたものである。気候変動とプロテクション・ギャップにかかる議論が進展する中、2025年後半に公表される予定の本CVAの結果は注目に値する。

(参考) APRA 'APRA releases details on insurance Climate Vulnerability Assessment'

G: 米 FSOC、2024年の年次報告書を公表 (12月6日)

- 米国金融安定監督評議会 (FSOC) は、2024年の年次報告書を公表し、その中で、①財務リスク、②金融機関、③金融市場構造、オペレーショナル・リスクおよびテクノロジー・リスク、の3つの観点から、米国の金融セクターにおける脆弱性を特定している。同報告書の主な内容は以下のとおり。

財務リスク	<ul style="list-style-type: none">• 商業用不動産 (CRE) の信用リスクの高まりの兆候は、例えば、オフィス・ビルの空室率が過去10年で最も高くなるなど、2024年により明確なものとなった。規制当局は、不動産価格と
-------	---

	<p>融資の質の低下による影響に金融セクターが耐え得るかどうかを引き続き注視するとともに、また、CREセクターへの与信者の間の相互関連性のリスクを金融機関がモニターできていることを確保すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • プライベート・クレジット（PC）市場は、中小企業にとって重要な資金供給源となっているものの、規制当局は、それらの企業の借入れの状況を把握できていないほか、PCセクターのリスクを十分に評価できていない。PCと銀行および保険会社との相互関連性が高まっており、資産の評価にかかる透明性が限定的であり、また、個人投資家の投資も増えてきていることなどから、リスクが拡大する恐れがある。PCにかかるデータの収集を高度化する必要がある。 • 暗号資産の市場規模は、伝統的な金融市場の規模と比べると、依然として小さいものの、上場暗号資産商品（crypto-asset exchange traded products：ETPs）の登場によって、その状況は変わりつつある。ステーブルコインは、市場が寡占的であること、連邦規制に服していないことなどから、金融安定にとって潜在的なリスクとなる。有価証券以外の暗号資産のスポット市場およびステーブルコインにかかる連邦レベルでの規制の枠組みを整備すべきである。 • 保険で補償される損害（insured losses）の増加に対応するため、いくつかの保険会社は、気候関連の影響を受けやすい地域において、保険料を大幅に引き上げる、適用除外の範囲を拡大する、収益性の低い市場での更新を回避する、免責の額を引き上げる等の対応を行っている。関係する当局は、物理的リスク、不動産および保険の交差が金融安定に与え得る影響を分析すべきである。
<p>金融機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行セクターは比較的安定しているものの、銀行は、流動性リスクの管理を高度化する必要があるとともに、大規模な銀行のレジリエンスと破綻処理を高度化するための法整備を急ぐ必要がある。 • ヘッジファンド、オープンエンド・ファンド、集団投資ファンド（CIFs）など、投資ファンドのいくつかの категорияで脆弱性が存在する。ヘッジファンドについては、データ収集の強化などを通じた透明性の向上や、銀行のカウンターパーティ・リスクの管理の高度化が進展することが期待される。CIFsについては、報告要件を強化することなどを通じて、その透明性を高める必要がある。 • 保険セクターでは、特に、生命保険セクターにおいて、非伝統的な資産・負債への移行やオフショアへの出再が進んでいる。こうした変化は、生命保険会社のバランスシートを高めるとともに、保険セクター内および金融システム全体との相互関連性を高めることにつながる。保険監督当局は、こうした変化が金融安定に与える影響を評価するとともに、プライベート・マーケットへの投資やオフショアへの出再にかかる開示や資本規制の強化の必要性を検討すべきである。
<p>金融市場構造、オペレーショナル・リスクおよびテクノロジー・リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> • サイバー攻撃が急増していることなどから、関係する当局は、サイバー・リスクに関連する情報の共有を促進するとともに、サイバー関連の金融安定リスクを評価し、低減するための取組みを行うべきである。 • 金融サービスセクターにおけるAIの利用が進展していることなどから、関係する当局は、金融システムに対するエマージング・リスクに対応できるよう、金融サービスにおけるAI技術の利用の状況をモニターすべきである。

	<ul style="list-style-type: none"> サードパーティ・サービス・プロバイダ（TPSPs）にかかるリスクは、金融安定に対する潜在的な脅威となっている。関係する当局は、金融機関にサービスを提供するTPSPsを監督するために必要な権限を有するべきである。
--	---

インプリケーション：生命保険セクターにおける非伝統的な資産・負債への移行やオフショアへの出再が金融安定に影響を及ぼし得ると指摘されている点は、注目すべきポイントの一つであると考えられる。この領域の規制・監督の議論が進展することが期待される。

（参考）FSOC ‘FSOC 2024 Annual Report’

H: EIOPA、2024 年下半期の金融安定レポートを公表（12 月 12 日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2024年下半期の金融安定レポートを公表した。同レポートは、①不動産関連の投資リスク、②資産集約型再保険、③保険セクターのシステムック・リスク、の3つをフォーカス・テーマとして取り上げている。同レポートの主な内容は以下のとおり。

市場の動向	<ul style="list-style-type: none"> 地政学的な緊張の高まり、政策金利の引下げ、および、経済成長に対する懸念の積み上がり、の3つが、経済および金融市場における2024年の大きなトピックであると言える。欧州の金融セクターは地政学的な緊張の直接的な影響は受けていないものの、リスクは高まっている。政策金利は引き下げられているものの、長期的な金利は比較的高止まりしている。家計の消費は、期待されたほどに成長を後押ししていない。そうした中、金融市場はレジリエントである。 EIOPAは、保険会社のバランスシートのエクスポージャーから生じ得るリスクを継続的に評価してきているところ、不動産への投資や資産集約型再保険の利用など、オルタナティブ資産へのエクスポージャーに起因する潜在的な脆弱性に、特に注目している。金利が上昇する中、保険会社はスプレッドを求める投資行動に転じており、保険会社の投資の多様化が進んでいる。また、資産集約型再保険の利用は、グローバルなトレンドとなっている。 その他、EIOPAは、ITシステムの中断、気候関連のリスク、サイバー攻撃なども注視している。
不動産関連の投資	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、不動産への投資を増やしてきており、現在では、資産運用額の約10%を占める規模にまで達している。生命保険会社は、住宅ローンやファンドを通じて、損害保険会社は、ファンドや直接投資を通じて、不動産に投資している。 保険会社は、不動産関連の資産への投資において重要な投資家であるものの、大きなエクスポージャーを有するいくつかの保険会社を除き、保険セクターとしての全体的なリスクは限定的である。 不動産市場の状況が悪化する中において、保険会社はプロシクリカルな行動はとっていなかった。保険会社は、経済のサイクルを通じて資産を保有する長期的な投資家であり、短期的な価格の変動には耐えることができる。他方で、保険会社の投資行動には、国・地域によって違いが見られる。
資産集約型再保険	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険ビジネスの1%未満が、欧州域外の再保険会社に対して出再されており、その多くが英国やバミューダに所在する。また、一部の国・地域における限定的な数の欧州の保険会社がクロスボーダーの資産集約型再保険を利用している。

	<ul style="list-style-type: none"> こうしたことから、金融安定に対する懸念は今のところ限定的ではあるものの、集中リスクの懸念があり、監督当局によるモニタリングが必要である。クロスボーダーの資産集約型再保険から生じ得るマクロブルデンシャルなリスクは、担保の回収の可能性や解約時の損失の過小評価など、再保険契約の細部に関係するものである。 EIOPAは、資産集約型再保険にかかる透明性を高めるため、ソルベンシーIIにおける再保険の報告要件を見直すことも検討している。
欧州の保険セクターにおけるシステミック・リスク	<ul style="list-style-type: none"> EIOPAは2022年、欧州のシステミック・リスクの評価の枠組み（European Systemic Risk Assessment Framework：SRAF）を構築し、ソルベンシーIIの下で報告されるデータを用い、システミック・リスクの定量的な評価を行ってきた。同枠組みでは、73の主要なリスク指標と24の付随的な指標が、①規模、②グローバル活動、③相互関連性、④資産の流動化、⑤保険契約者の行動、⑥代替可能性、⑦保険引受、⑧ソルベンシー、⑨エマージング・リスク、⑩経済環境、の10のリスク・カテゴリーに分類される。 2024年のリスク評価の結果は、経済環境は引き続き厳しい状況にあるものの、経済成長やインフレの見通しが良いことなどから、前年と比べるとわずかに改善していることを示している。2023年に見られたクレジット・デフォルト・スワップの売りや全体的なデリバティブ・ポジションの増加による相互関連性のリスクの高まりは、生命保険の予定利率と資産運用収益率とのギャップの縮小や投機的格付の資産への投資が減少していることなどによって、いくらか緩和しつつある。保険の解約・失効率は高いものの、保険会社の流動性ポジションは持続可能な水準にある。

インプリケーション：欧州においても、監督当局は、引き続き、資産集約型再保険に対して高い懸念を有しているものと推察される。

（参考）EIOPA ‘EIOPA’s financial stability report sees insurers and pension funds weathering a complex and uncertain risk landscape’

I: 英 PRA、オペレーショナル・レジリエンスにかかる報告要件（案）を公表（12月13日）

- 英国健全性規制機構（PRA）は、2025年3月13日を期限として、「オペレーショナル・レジリエンス：オペレーション上のインシデント、ならびに、アウトソーシングおよびサードパーティにかかる報告」と題する監督基準（案）を市中協議に付した。同市中協議文書の主な内容は以下のとおり。なお、本監督基準は、2026年下半期までに施行される予定である。

背景と目的	<ul style="list-style-type: none"> PRAの優先課題の一つは、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスの改善と、オペレーションの中断の影響から金融セクターを保護することである。本市中協議文書における提案は、PRAがこれまで行ってきたオペレーショナル・レジリエンスの規制の枠組みの中で位置付けられるもの。 本市中協議文書の目的は、オペレーショナル・レジリエンスに対する最も重要なリスクを優先し、また、標準化された報告要件を定めることによって、インシデントや重要なサードパーティとの取決めにかかる一貫した、高品質の報告が提出されることを確保すること。
インシデントの報告	<ul style="list-style-type: none"> 報告の閾値 <ul style="list-style-type: none"> オペレーション上のインシデントが、英国の金融セクターの安定（※その他のシステム上重要な金融機関（O-SIIs）および大規模な保険会社のみ。）、金融機関の安全性と健

	<p>全性、保険契約者の保護、のいずれかに影響をもたらす場合、金融機関にはインシデントの報告が求められる。オペレーション上のインシデントは、監督基準においては定められないものの、サイバー攻撃やプロセス上の障害、システムの更新の失敗、インフラストラクチャーにおける問題などが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 報告のタイミング <ul style="list-style-type: none"> - オペレーション上のインシデントが報告の閾値を満たす場合、金融機関は、①初期報告（原則、閾値を満たしてから24時間以内）、②1回以上の中間報告および③最終報告、を行うことが求められる。
<p>アウトソーシングとサードパーティにかかる報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 重要なサードパーティ <ul style="list-style-type: none"> - PRAによるデータ収集の対象は、重要な外部委託の取決め（outsourcing arrangements）からすべての重要なサードパーティの取決め（third-party arrangements）に拡大する（※外部委託以外の取決め（non-outsourcing arrangements）も含まれる。）。 - 「サードパーティの取決め」は、金融機関に対して直接もしくは間接的に商品もしくはサービスを提供する者（グループ内の者を含む。）との間の取決めと定義される。 - サードパーティが重要であるか否かの判定は、各社の判断に委ねられる。 • 登録（register） <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、すべての重要なサードパーティの取決めにかかる情報をPRAに登録しなければならない。

インプリケーション：英国では、オペレーショナル・レジリエンスにかかる規制・監督の枠組みの整備が進展している。その方向性は、国際的な議論の方向性とも一貫していると考えられる。今後、日本においても、同様の規制・監督が行われるようになるものと思料される。

（参考）PRA ‘CP17/24 – Operational resilience: Operational incident and outsourcing and third-party reporting’

J: 英 PRA、保険会社の健全な退出計画にかかる監督基準を公表（12月18日）

- 英国健全性規制機構（PRA）は、保険会社の健全な退出計画（solvent exit planning）にかかる監督基準（supervisory statement）を最終化した。同監督基準の主な内容は以下のとおり。

<p>定義等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 健全な退出とは、保険会社が健全性を維持したままその事業を終了するプロセスを言う。健全な退出は、ランオフ、（一部の）事業の売却、他の保険会社との合併、（一部の）事業の移転等によって実現し得る。 • 健全な退出計画は、保険会社が、秩序立った方法で市場から退出するために備えることを確保する。
<p>健全な退出の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全般：保険会社は、少なくとも以下の7つの要素を含む健全な退出の分析（solvent exit analysis：SEA）を作成し、少なくとも3年に一度アップデートしなければならない。

	<ul style="list-style-type: none"> • ①健全な退出にかかる行動計画：保険会社は、健全な退出のための主要な選択肢を定めなければならない。 • ②健全な退出にかかる指標：保険会社は、健全な退出を決定する指標を特定し、それらの指標の動向などをモニターしなければならない。 • ③潜在的な障壁とリスク：保険会社は、健全な退出に対する潜在的な障壁やリスクを明確にしておくとともに、それらの影響を評価しなければならない。それらには、出再の取決め、企業のストラクチャー、重要なITインフラストラクチャーへのアクセスの喪失、コンタクトできない保険契約者の存在などを含む。 • ④リソースとコスト：保険会社は、健全な退出に必要な財務上のリソース（資本、再保険、調達、流動性を含む。）および非財務的なリソース（外部のサービスへのアクセス、主要な職員、オペレーションおよび外部委託の取決めを含む。）を明確にしておかなければならない。 • ⑤コミュニケーション：保険会社は、健全な退出に影響を受け得る内外のステークホルダーを明確にしておかなければならない。それらのステークホルダーには、保険契約者、規制当局、格付機関、再保険会社、消費者、与信者、株主等が含まれ得る。また、保険会社は、コミュニケーション計画を策定しなければならない。 • ⑥ガバナンスと意思決定：保険会社は、健全な退出の準備およびその意思決定のためのガバナンス上の取決めを定めなければならない。 • ⑦保証（assurance）：保険会社は、健全な退出の準備について十分な保証活動を行わなければならない。そうした保証は、社内外の者によって提供され得る。
<p>計画の作成と実行</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 健全な退出の実行計画（solvent exit execution plan：SEEP）の作成 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、健全な退出の実行が合理的に予見されることとなった場合、もしくは、PRAの要請を受けた場合、SEEPを作成しなければならない。SEEPは、保険会社の取締役会によって承認される。 - 保険会社は、そのSEEPにおいて、健全な退出を行うために必要な財務および非財務のリソースの詳細を定めなければならない。 • 健全な退出の実行期間 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、健全な退出を行う場合、PRAに通知しなければならない。 - 保険会社は、健全な退出の途上において、すべての関係する法規制を遵守していなければならない。 - 保険会社は、そのSEEPにおいて、少なくとも以下の事項を明確にしておかなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 健全な退出のための行動計画と時間軸 ◇ 健全な退出の障害とリスクの特定と軽減 ◇ ステークホルダーに対するコミュニケーション計画

	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 健全な退出の実行のための詳細な行動計画（保険負債の取扱い、保険契約者からの苦情への対応、契約上の取決めへの対応、資産・負債の売棄や移転等）
--	---

インプリケーション：保険会社の市場からの退出を整理しておくことは、保険契約者の保護および保険市場に対する信頼の確保の観点から、有意義であると考えられる。

（参考）PRA ‘SS11/24 – Solvent exit planning for insurers’

K: 瑞 FINMA、AI の利用にかかるガイダンスを公表（12 月 18 日）

- スイス連邦金融市場監督機構（FINMA）は、「人工知能（AI）の利用にかかるガバナンスとリスク管理」と題するガイダンスを公表した。同ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、もっぱら、データ保護のリスクに焦点を当てているものの、頑健性、正確さ（correctness）、バイアス、安定性および説明能力の欠如などのモデル・リスクにはそれほど焦点を当てていない。また、AIアプリケーションの開発が金融機関の組織内で分散しており（decentralised）、一貫した基準の適用、責任の適切な配賦、リスクへの対応が課題となっている。さらに、金融機関は、外部から購入したアプリケーションやサービスについて、それらがAIを利用しているか否かを評価できていないケースもある。 FINMAは、金融機関がAIガバナンスを構築しているか否かを評価する。それには、一元的に管理されるインベントリ、AIの開発、実装、モニタリングおよび利用にかかる責任の定義、モデルのテストの要件、文書化の基準、ならびに、研修を含む。また、外部委託に関し、FINMAは、金融機関が追加的なテストやコントロール、契約条項を設けているか、委託先が必要なスキルと経験を有していることを確保しているか、といった点を評価する。
インベントリとリスクの分類	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、AIを狭義に定義している。また、重要性の観点から、リスク管理において特別の注意を要するアプリケーションを特定するための一貫した閾値を設けていない金融機関もある。 FINMAは、金融機関がAIを適切に定義しているか、AIのインベントリやAIアプリケーションのリスクの分類の完全性を評価する。
データの品質	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの金融機関は、AIアプリケーションのデータの品質を確保するための要件を定義していない。また、外部から購入したソリューションについて、金融機関は、基盤となっているデータを理解していないことが多い。 FINMAは、金融機関が、データの完全性（completeness and integrity）、正確性、可用性および安全性・機密性を確保しているか否かを評価する。
テストとモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> FINMAは、金融機関が、データの品質とAIアプリケーションの機能性を確保するためにテストを計画しているか否かを評価する。それには、正確さ（accuracy）、頑健性、安定性およびバイアスのチェックを含む。 定期的なチェックに関し、FINMAは、金融機関がアウトプットの正確さと品質を確保するための閾値や検証方法を定義しているか、モデルの適用可能性を確保するためにインプット・データの変更をモニターしているか、などといった観点から評価する。

文書化	<ul style="list-style-type: none"> • いくつかの金融機関は、一元的な文書管理の要件を有しておらず、また、文書を詳細に作成していない。 • FINMAは、金融機関が、重要なAIアプリケーションの目的、データの選択（データ・ソースの適切性を含む。）、準備、モデルの選択、パフォーマンスの測定、前提条件、限界、テストとコントロールをそれぞれ文書化しているか否かを評価する。
説明可能性	<ul style="list-style-type: none"> • AIアプリケーションによる意思決定が、投資家、顧客、職員、監督当局、監査人に対して正当化される必要がある場合、FINMAは、当該アプリケーションの説明可能性を評価する。
独立したレビュー	<ul style="list-style-type: none"> • 重要なAIアプリケーションについて、FINMAは、当該アプリケーションの開発が独立したレビューに服しているか否かを評価する。

インプリケーション：FINMAが公表したガイダンスは、監督上の着眼点を示したものと解釈することが適当であると考えられる。AIの利用の監督上の目線がグローバルで共通化されることが期待される。

（参考）FINMA ‘FINMA guidance on governance and risk management when using artificial intelligence’

L: 馬 BNM、保険ブローカーにかかる規制案を公表（12月19日）

- マレーシア中央銀行（BNM）は、2025年2月5日を期限として、保険およびタカフルのブローカーの健全で専門的な活動にかかる規制案を市中協議に付した。同規制案の主な内容は以下のとおり。なお、本規制は、2025年中に適用が開始されることが想定されている。

背景	<ul style="list-style-type: none"> • 認可を受けた保険ブローカーには、将来および現在の顧客のニーズを十分に評価し、顧客のリスクが適切に保護されることを確保するよう、独立した助言を行うことが期待されている。認可を受けた保険ブローカーが、保険業界に信頼と信用を根付かせるよう、その事業を、公正、健全かつ専門的に行うことが重要である。
組織の形態と資本の額等	<ul style="list-style-type: none"> • 認可を受けたブローカーは、会社法に基づき設立された会社（company）でなければならない。 • 認可を受けようとする（認可を受けた）ブローカーは、少なくとも、100万リンギット（約3,500万円）の資本を有していなければならない。当該資本は、払込済み普通株式、優先株式、準備金等から構成される。 • 認可を受けたブローカーは、少なくとも、100万リンギットの専門職業賠償責任（professional indemnity：PI）保険を有していなければならない。
取締役会	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会は、自社の事業の規模やリスクと整合的な規模であり、かつ、少なくとも3名の取締役（うち少なくとも1名は、独立取締役）を有していなければならない。 • 取締役会は、自社のガバナンスと内部統制の枠組みの実施状況を監督し、その枠組みの適切性を定期的に検証しなければならない。
監査人	<ul style="list-style-type: none"> • 認可を受けたブローカーは、適格な監査人を任命しなければならない。

<p>ビジネス・コンダクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 商品の選択肢 <ul style="list-style-type: none"> - 認可を受けたブローカーは、少なくとも3社の保険会社の商品の中から、顧客のニーズを満たす適切的な商品の選択肢を提供し、最も適合する商品を推奨しなければならない。 - 認可を受けたブローカーは、一定の要件を満たす場合、富裕層の個人に対して、ラブアン（Labuan）の保険会社が提供する外貨建ての終身保険もしくは投資リンク型の保険を推奨することが許容される。 • 顧客の金銭の取扱い <ul style="list-style-type: none"> - 認可を受けたブローカーは、原則、顧客が保険会社に対して保険料を直接支払うこととしなければならない。 - （上記の方法によらない場合）認可を受けたブローカーは、保険料を受領した日から15日以内に、保険会社に対して送金しなければならない。認可を受けたブローカーは、顧客の口座を開設する場合、保険会社ごとに口座を設けるとともに、顧客の金銭と自身の金銭とを分別して管理しなければならない。 • 仲介の取決め <ul style="list-style-type: none"> - 認可を受けたブローカーは、共同で仲介を行う場合、仲介の取決めにかかる適切なガバナンスと文書化を確保しなければならない。
<p>その他の業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 認可を受けたブローカーは、一定の要件を満たす場合、①仲介サービスと関係しないリスク・コンサルティングやリスク管理にかかるサービス、②保険金請求の助言や管理の代行サービス、③職員の福利厚生にかかるコンサルティング、④私的な退職年金スキーム（private retirement schemes）の提供、を行うことができる。
<p>財務報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 認可を受けたブローカーの最新の監査済みの財務諸表は、公開されなければならない。

インプリケーション：日本において保険ブローカーのあり方が議論されているところ、マレーシアにおいて保険ブローカーにかかる規制が策定されていることは非常に興味深い。保険ブローカーは、保険市場における重要なプレイヤーとなり得ることから、適切に規制・監督が行われるよう、バランスのとれた議論が行われることが期待される。

（参考）BNM ‘Exposure Draft on Prudent and Professional Conduct of Insurance and Takaful Brokers’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

デロイトトーマツ リスクアドバイザリー 合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガロール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301